

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部と野洲市との包括連携に関する基本協定書

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部（以下「大学」という。）と野洲市（以下「市」という。）は、双方が行う事業の拡充と相互の発展に資するために、本書の通り基本協定を締結する。

（協力事項）

第1条 大学及び市は、前文に記した目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 市の教育・文化の振興、生涯学習の推進に関する事業
- (2) 大学の教育支援活動に関する事業
- (3) 大学の学術的又は市の政策的課題の研究等に関する事業
- (4) 市の福祉や子育て支援などに関する事業
- (5) その他、大学と市が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、市又は大学から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第3条 この協定に定めるもののほか、連携、協力に関し必要な事項については、両者協議の上、定めるものとする。

上記の協定の成立を証するために、本協定書2通を作成し、大学、市記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年 6 月 26 日

大学 滋賀県東近江市布施町 29 番地

びわこ学院大学

びわこ学院大学短期大学部

学長

神田 行司



市 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市長

栢木 進

